

平成27年5月臨時会

議案説明資料

教育委員会

平成27年5月臨時会 議案説明資料目次

教育委員会

【予算関係以外】

(報告)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(5) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成27年3月18日専決)	人権教育課	1
	(6) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成27年3月18日専決)	人権教育課	2
	(9) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成27年3月31日専決)	人権教育課	3
	(10) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成27年4月14日専決)	人権教育課	4
	(12) 工事請負契約(県立米子東高等学校管理・教室棟新築工事(建築第一工区))の締結についての議決の一部変更について(平成27年4月18日専決)	教育環境課	5
	(13) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成27年4月18日専決)	人権教育課	6
第3号	長期継続契約の締結状況について	文化財課	7
		教育総務課 高等学校課 社会教育課 図書館	8

件名	議会の委任による専決処分の報告について （5）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について （平成27年3月18日専決）
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）請求の相手方 鳥取市内 個人1名（借受者）</p> <p>（2）請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>（3）訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

件名

議会の委任による専決処分の報告について
 (6) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について
 (平成27年3月18日専決)

提出理由及び概要

1 提出理由

- (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者（借受者及び利害関係人）に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。
- (2) 訴訟の過程において相手方と和解に向けた話し合いを行い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。

2 概要

(1) 和解の要旨

区分	訴訟の概要	和解の概要
相手方	鳥取市内 個人2名 (借受者及び利害関係人)	同左
相手方の債務の内容	未償還金の一括返還を求める。	未償還金を分納する。
額	未償還金全額	同左
返還方法	一括返還	① 相手方は、連帯して168,994円（内訳 進学奨励資金の未返還額165,060円、支払督促申立手続費用2,934円、追納手数料1,000円）を平成27年4月から全額返還するまでの間、毎月末日までに10,000円ずつ（最終支払月にあつては8,994円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、20,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。

(2) 和解の理由

次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。

- ① 和解の相手方の経済状況からみて、未償還金を一括返還することが困難であること。
- ② 和解の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (9) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成27年3月31日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 請求の相手方 鳥取市内 個人1名（連帯保証人）</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者の連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

件名

議会の委任による専決処分の報告について
 (10) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について
 (平成27年4月14日専決)

提出理由及び概要

1 提出理由

鳥取県育英奨学資金貸付金の返還に係る起訴前の和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。

2 概要

(1) 和解の要旨

区分	訴訟の概要	和解の概要
相手方	八頭郡内 個人1名 (借受者)	同左
相手方の債務の内容	未償還金の一括返還を求め。	未償還金を分納する。
額	未償還金全額	同左
返還方法	一括返還	① 相手方は、1,082,400円（内訳 育英奨励資金の未返還額1,032,000円、延滞金50,400円）を平成27年5月から全額返還するまでの間、毎月末日までに15,000円ずつ（最終支払月にあつては2,400円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、30,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。

(2) 和解の理由

次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。

- ① 和解の相手方の経済状況からみて、未償還金を一括返還することが困難であること。
- ② 和解の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。

件名	議会の委任による専決処分報告について (12) 工事請負契約（県立米子東高等学校管理・教室棟新築工事（建築第一工区））の締結についての議決の一部変更について (平成27年4月18日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、県立米子東高等学校管理・教室棟新築工事（建築第一工区）に係る工事請負契約の締結についての議決（平成27年3月12日議決）の一部を変更することについて、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 工事着手後の労務単価の変動により契約金額を変更するものである。</p> <p>(1) 工事名 県立米子東高等学校管理・教室棟新築工事（建築第一工区）</p> <p>(2) 工事場所 米子市勝田町</p> <p>(3) 相手方 県立米子東高等学校管理・教室棟新築工事（建築第一工区） 美保テクノス・リンクス・大協組特定建設工事共同企業体 代表者 米子市昭和町25番地 美保テクノス株式会社 取締役社長 野津一成 境港市蓮池町50番地1 株式会社リンクス 代表取締役 池田幸仁 米子市蚊屋235番地2 株式会社大協組 代表取締役 小山典久</p> <p>(4) 契約金額 615,600,000円 変更後契約金額 630,339,840円 同上差額 14,739,840円</p> <p>(5) 変更理由 新労務単価を適用することによる増額を行うもの。</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (13) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成27年4月18日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 請求の相手方 川崎市内 個人1名（借受者）</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

件名	議会の委任による専決処分の報告について （14）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について （平成27年4月18日専決）
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 （1）和解の相手方 鳥取市 個人 （2）和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金648,446円を支払うものとする。 また、県は、人身損害に対する損害賠償金111,403円を支払うものとする。 （3）事故の概要 ア 事故発生年月日 平成26年11月10日 午後5時40分頃 イ 事故発生場所 鳥取市青谷町青谷地内 ウ 事故の状況 鳥取県埋蔵文化財センター所属の職員が、発掘調査現場から気高調査事務所へ移動するため軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、渋滞により停止していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。</p> <p><参考> ・損害賠償額759,849円 うち、保険支払額759,849円、県費支出額0円（免責額0円） ・県側車両損害額194,702円 うち、相手側からの賠償額0円、県側負担額194,702円</p>

長期継続契約の締結状況について

報告第3号

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額	円	契約期間	設置場所等
1	教育総務課	保守	ノートパソコン プリンター	1式	鳥取市元魚町一丁目116番地 株式会社パレット	205,200		平成27年2月27日 ～平成28年2月22日	鳥取県教育委員会 事務局教育総務課 他6所属
2	高等学校課	物品 保守	プリンター スキャナー	1式	米子市流通町430番地17 日通商事株式会社 広島支店山陰営業所	443,169		平成27年3月2日 ～平成30年3月31日	鳥取県教育委員会 事務局高等学校課
3	高等学校課	物品 保守	プリンター	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	252,720		平成27年4月1日 ～平成30年3月31日	鳥取県教育委員会 事務局高等学校課
4	高等学校課	物品 保守	シュレッダー	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	492,149		平成27年3月2日 ～平成31年2月28日	鳥取県教育委員会 事務局高等学校課
5	図書館	物品 保守	印刷機	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	349,920		平成27年4月1日 ～平成32年3月31日	鳥取県立図書館
6	船上山少年自然 の家	物品 保守	印刷機	1台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	894,240		平成27年4月1日 ～平成32年3月31日	鳥取県立船上山少年自然の家
7	船上山少年自然 の家	物品	非常放送設備 電話設備	1式	鳥根県松江市古志原二丁目22番地14 和幸電通株式会社	4,017,600		平成27年4月1日 ～平成32年3月31日	鳥取県立船上山少年自然の家
8	大山青年の家	物品 保守	印刷機	1台	米子市両三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	357,696		平成27年4月1日 ～平成31年3月31日	鳥取県立大山青年の家